

総合振込規定

第1条（総合振込サービスの内容）

「総合振込サービス」（以下「本サービス」といいます）とは、当社に円普通預金口座を開設している個人事業主または法人のお客さまのうち、当社に対し当社所定の利用申込手続を行い、当社と本サービスの利用に関する契約を締結したお客さま（以下単に「お客さま」といいます）が、当社との取引に関するデータをお客さまの端末からインターネット等のオープンネットワークを介して通信回線により授受し、お客さま名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）から振込資金を引落しのうえ、お客さまが指定した当社または他の金融機関の国内本支店の預金口座宛の振込（なお、本規定における「振込」とは、当社が特に指定しない限り「振替」も含むものとします）を依頼するサービスをいいます。

第2条（本サービスによる振込の依頼）

1. 本サービスにより振り込むことができる金額の1日あたりの限度額は、あらかじめお客さまが指定した振込限度額、または当社所定の振込限度額のいずれか低い額とします。また、1回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数を上限数とします。
2. 依頼方法
 - (1) お客さまは、本サービスによる振込の依頼にあたり、当社所定の日時まで、当社所定の方法により振込依頼データを作成し、当社に伝送するものとします。当社はお客さまから伝送された振込依頼データを依頼内容として、振込依頼を受け付けます。
 - (2) 前号の振込依頼データの作成方法は、①当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の内容を端末より当社ウェブサイトの入力フォームに入力して振込依頼データを作成し伝送する方法または、②所定のフォーマットにより振込依頼データが記載されたファイルを作成し、そのファイルを当社所定の方法により伝送する方法のいずれかによるものとします。なお、上記②の方法による場合、当社が受領した振込依頼データについて、当社所定の必要事項が欠落している等の瑕疵があった場合には、当社は依頼を受けた振込を行いません。
 - (3) お客さまは、ビジネスID管理規定第1条第1項に定めるビジネスID管理のサービスを利用している場合、前号の定めにもとづく振込依頼について、当社所定の日時まで当社所定の方法により振込実行の承認を行う必要があります。なお、お客さまが当該当社所定の日時まで当該承認を行わなかった場合、当社は当該振込依頼を取り消すことができるものとします。

- (4) 振込依頼データの伝送後は、当該振込依頼データの変更はできません。なお、ビジネス ID 管理を利用している場合において、前号に定める承認をせず、振込依頼データを変更する場合は、お客さまの責任において、当社所定の締切時間までに当該振込依頼データを削除し、新たな振込依頼データを再作成し、本項に従って、当社ウェブサイトより再度、依頼手続きを行うものとします。
 - (5) 当社は、当社がやむを得ないと判断した場合、お客さまに対し第 2 号の定めと異なる方法による振込依頼データの作成・伝送の指定を依頼するものとします。この場合、お客さまは当社の指示に従うものとします。
3. 振込依頼における振込日の取扱いについては、以下の各号のとおり取り扱います。
- (1) お客さまが他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込にかかる振込依頼をされた場合で、①振込日（振込先金融機関に対し振込通知を発信する日をいいます。以下同様とします）の指定がなく、かつ、銀行営業日（日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。以下同様とします）の当社が別途定める時間（以下「当日受付締切時間」といいます）までに当社が振込依頼を受け付けた場合は、依頼日当日を振込日とする振込依頼としてこれを取扱い、②振込日の指定がなく、かつ当日受付締切時間終了後および銀行休業日に当社が振込依頼を受け付けた場合は、依頼日の翌銀行営業日を振込日として指定する振込依頼の予約としてこれを取扱います。
 - (2) お客さまが振込依頼をした日の翌日以降の日で、当社所定の期限内の先日付の日を振込日として指定した場合には、当該指定日を振込日として指定する振込依頼の予約としてこれを取り扱います。
 - (3) お客さまが振込日を銀行休業日（日本において銀行が休日とされる日をいいます）に指定した場合、①当社宛の口座のみへの振込みについては、当該振込依頼で指定した振込日を振込日として受け付けますが、②他行宛ての口座への振込みがある場合には、当該振込依頼は受け付けることができません。
 - (4) 振込日の指定がない場合で、かつ振込先が全て当社にある受取人の預金口座である場合は、振込日は当社が振込依頼を受け付けた日とします。
4. 振込依頼データの内容について誤りがあったとしても、これによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 3 条（個別の振込契約の成立）

- 1. 個別の振込にかかる契約（以下「振込契約」といいます）は、当社が振込依頼の内容を確認し、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます）の受領を確認したときに成立するものとします。
- 2. 振込資金等は、振込日当日に、当社のお客さま名義の支払指定口座から振替により受領するものとします。なお、振込予約依頼を予約した場合、振込資金等は振込日として指

定した日の当社所定の時刻までに必要額を支払指定口座に指定された円普通預金口座にご入金ください。

3. 振込日に出金口座に指定された円普通預金口座の支払可能額が振込資金等の金額に不足する場合は、当社所定の時刻までに当該円普通預金口座に対してその不足額を入金するものとします。当社は、当該時刻後、当社所定の手続きに従って自動的に振込を再実行します。なお、当該時刻経過後も資金が不足している場合は、振込契約は成立せず、当該振込依頼の予約は取り消されるものとします。なお、複数の振込依頼の予約がある場合、当社所定の順序および方法によってお客さまの支払額の範囲で振込を実施し、支払可能額を超えるものがあった場合には、その振込予約は取り消されるものとします。これらにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 振込依頼の予約の場合、当該予約にかかる振込日当日の当社所定の時間までは、その振込予約を取消することができます。

第4条（振込通知の発信）

振込契約が成立したときは、当社は振込依頼の内容に従って、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第5条（取引内容の照会等）

当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社はお客さまに対し、当該振込依頼の内容について照会することがあります。この場合には、速やかに回答してください。当社からの照会に対してお客さまと連絡が取れなかった場合、または、不適切な回答があった場合、これによって生じた損害については、責任を負いません。

第6条（振込資金の返還）

振込先として指定した金融機関に受取人の預金口座が存在しない等の事由により、受取人の預金口座へ入金できない場合、当社は、お客さまが、第9条に定める組戻依頼をしていない場合でも、当該振込資金を組戻し、当該振込資金をお客さま名義の円普通預金口座に入金します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、振込手数料の返還は行いません。

第7条（振込依頼の内容変更）

1. 当社は、振込契約の成立後には、振込依頼の取消しを受付けないものとします。必要に応じて、第9条に定める組戻し手順をお取りください。
2. 当社は、振込依頼の内容変更を受付けないものとします。振込依頼の内容変更を希望される場合は、振込依頼を取り消した上で、新たに振込依頼を行ってください。

第8条（取引内容の確認）

1. 総合振込の予約が完了した時点で、受付番号およびお客さまからの依頼内容をお客さまの利用する端末に表示しますので、その内容を確認してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨を当社に連絡してください。
2. お客さまと当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第9条（組戻し）

1. 振込契約の成立後に振込を取り消す場合には、次の組戻しの手続により取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼（以下「組戻依頼」といいます）にあたっては、当社所定の手続にしたがって組戻しの依頼を行ってください。
 - (2) 当社は組戻依頼にもとづき、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 振込先の金融機関より組戻依頼にもとづき資金が返却された場合には、当社はお客さまに対しその旨を通知したうえ、返却された資金をお客さま名義の支払指定口座に入金します。
2. 第1項において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているとき、または受取人からの組戻しの承諾を得られないなどの理由で、組戻しができないことがあります。この場合には、お客さまが受取人との間で協議してください。

第10条（取扱手数料等）

1. 本サービスの利用（振込および組戻しを含みます）にあたっては、当社所定の本サービスに係る取扱手数料および消費税（以下「取扱手数料等」といいます）をいただきます。
2. 取扱手数料等は、当社所定の日にお客さまに通知することなく、また他の規定に基づく払戻しにかかるお客さまの手続きを要することなく、支払指定口座から自動的に引落します。

第11条（サービスの取扱時間）

本サービスの取扱時間は当社が別途定める時間内とします。

第12条（本サービスの利用の終了等）

1. お客さまは、本サービスの利用を終了する場合、当社所定の方法により、本サービスの解約の申込を行うものとし、解約の申込日の属する月（以下「解約月」といいます）の末日をもって解約し、終了することができます。ただし、解約月の翌月以後の総合振込が既に登録されている場合は解約を申し込むことができません。

2. 当社が利用終了の通知を届出のメールアドレスにあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本サービスにかかる契約を解除し、本サービスの利用を終了することができるものとします。この場合、当社がお客さまにその旨の通知を発信した時に利用が終了したものとします。
 - (1) 本規定もしくは当社が定める他の規定に違反したとき、または契約等の解除もしくは終了事由に該当したとき
 - (2) 当社の円普通預金口座を有しないこととなったとき

第 13 条（サービスの変更、中止または終了）

当社は、当社ウェブサイトその他の方法で告知することにより、本サービスの内容を変更し、または中止もしくは終了することができるものとします。

第 14 条（契約終了時の取り扱い）

1. 本サービスの利用が終了した場合には、その時点において実行されていない振込依頼については、当社はその処理を実行する義務を負いません。
2. 本サービスが月の途中で終了した場合であっても、当社は、取扱手数料等を返還しません。また、利用終了時点までに支払いの完了していない振込手数料等について、支払い義務が免除されるものではありません。

第 15 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第 16 条（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日および変更内容を当社ウェブサイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以 上

（2020 年 4 月 1 日現在）